

■【トピックス】
北朝鮮と五輪！



北朝鮮と韓国の閣僚級協議が行われ北朝鮮のピョンチャン五輪への参加が決定しました。北朝鮮の選手はフィギュアスケートの2人しか参加しないにもかかわらず、数百人におよぶ大応援団を韓国へ派遣するようです。

いわば、オリンピックを人質にとった北朝鮮の外交が成功したようです。緊張が高まっていた時だけに安堵感が広がっています。ただ、根本的な問題（朝鮮半島の非核化）は何も解決されていません。

■【ビジネス・アイ】
居住用財産の譲渡！

社長 「今度、今住んでいるマンションを売却して、以前死んだおふくろが住んでいた実家に引っ越そうと思っているんだよ」

花野 「そうなんです。防犯上はマンションの方がいいかもしれませんが、一軒家の方が落ち着くもれませんね」

社長 「そうなんだよ。庭もあるしこの歳になると落ち着くんだよ。ただ、リフォームにお金がかかることが気がかりなんだよ」

花野 「水回りとかはどうしてもリフォームが必要になりますよね」

社長 「それで相談なんだけど、マンションが思ったより高く売れそうなんだよ。そこでなんか税金が安くなる方法がないかと思ってね」

花野 「それなら、居住用財産の譲渡に関する 3,000 万円の特別控除の特例がありますね」

社長 「それって、どんな制度なの？」

花野 「居住していた土地・家屋等を譲渡した場合に、譲渡益から 3,000 万円を上限として控除して所得を計算できるという特例です」

社長 「ということは、売却額から取得費や諸経費を引いた利益が、3,000 万円以下なら、これに関する税金はかからないということかなあ」

花野 「そのとおりです。所有期間の長短にかかわらず適用できますが、前年及び前々年に適用していると使えません」

社長 「それ使うように検討してみるよ」

■【今月のキーワード】

居住用財産の譲渡の特別控除の特例

個人が居住用財産を譲渡した場合には、所有期間の長短に関係なく、譲渡所得から最高 3,000 万円まで控除できる特例を適用することができます。ただし、重複して他の特例を適用することはできません。対象は自己が居住していた家屋又は家屋及び敷地の譲渡です。なお、売却等のために居住しなくなった場合には 3 年以内に売却する必要があります。また、前年及び前々年にこの特例の適用を受けていた場合には、適用することはできません。また親子・夫婦間の譲渡も非適用です。

■【今月の1冊】

『北朝鮮 核の資金源「国連捜査」秘録』

古川勝久 著

新潮社 ¥1700

国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネル委員を 5 年間務めた著者の回顧録です。国連の制裁とは何かが分かります。

安保理の制裁決議だけでは絵に描いた餅です。各国で実効性ある制裁が行われる必要があります。しかし、現実にはそれは困難を極めます。中露の非協力だけではありません。国連や各国(含む日本)の官僚機構が立ちふさがります。



■【編集後記】

今年の年末年始は、中学の同級生と多くの時間をともに過ごしました。年末の忘年会、近所の神社への初詣、新年会など休暇の半分以上を同級生と飲んでいました。昔を懐かしむだけでなく、気楽な友達として交友しています。

『経営のセカンド・オピニオン』vol.131（毎月1日発行）

●定価：2,400 円/年 ●発行日：2018.12 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦 3 丁目 1 番 30 号錦マルチビル 5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>